

## 別紙様式第 1

保有個人データの開示等の求めを希望される皆様へ

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

### 1 請求手続

保有個人データの開示等のお求めは、おおまかに以下の手続により行われます。このうち、下線を引いた手続については、開示等を希望される方に書類を提出していただく必要があります。

#### (1) 各請求書等の提出

請求書フォームについては、最寄りの当社事務所及び当社ホームページ (<https://www.naccs.jp/>) から入手できますのでご利用下さい。

〔手数料：開示請求手数料及び利用目的の通知請求手数料

請求に係る法人文書 1 件につき 300 円〕

開示等の実施を書面の送付で希望される場合は、手数料に加えて送付に要する費用を別途いただきます。

#### (2) 決定書の受理（請求書の提出から、原則 30 日以内に当社が開示決定等を行い、その後当社が以下の書類を送付）

開示の請求の場合 保有個人データ開示決定通知書

/保有個人データ不開示決定通知書

訂正等の請求の場合 保有個人データ訂正決定通知書

/保有個人データの訂正をしない旨の決定通知書

利用停止等の請求の場合 保有個人データ利用停止請求決定通知書

/保有個人データの利用停止をしない旨の決定通知書

利用目的の通知の請求の場合 保有個人データ利用目的の通知決定通知書

/保有個人データを通知しない旨の決定通知書

#### (3) 開示/利用目的の通知の実施方法等申出書の提出（必要な場合のみ）

#### (4) 開示、訂正等、利用停止等又は利用目的の通知の実施

#### (注意事項)

1 請求の際は、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険者証・外国人登録証明書・住民基本台帳カード等)の提出又は提示が必要です。(郵送の場合は、加えて住民票の写し又は外国人登録原票の写し(請求をされる日前30日以内に作成されたもの)をご提出ください。

2 法定代理人が請求する場合は、1の書類のほか、その資格を証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。委任による代理人が請求する場合は、本人及び代理人に係る1の書類の他、本人の実印を押印した委任状及び本人の印鑑証明が必要になります。

#### 3 手数料等のお支払いについて

開示請求及び利用目的の通知請求を行う場合には、請求 1 件につき 300 円を、さらに、送付を希望される場合はそれに要する費用をお支払いいただくこととなっています。輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の個人情報窓口で現金でお支払いいただくか、銀行振込又は総務部総務課に現金を送付してください。

お問い合わせ先

【輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の個人情報保護窓口】

窓 口	所 在 地	電話番号
総務部 総務課	郵便番号212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア 西館 8階	044-520-6233